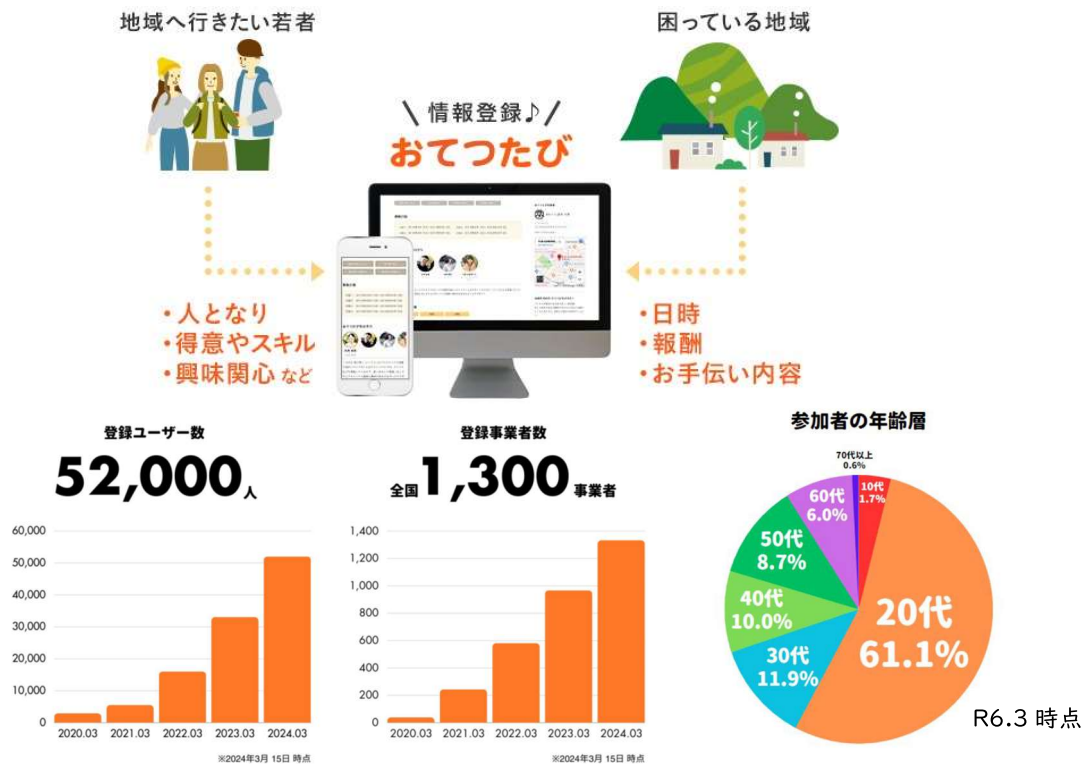


北栄町若者等交流推進事業補助金

目的

- 地方への人の流れの創出・拡大の手段として、「町外の人を受入れ、町民が交流し受け入れる仕組み」として、都市部の学生等と地域をお手伝いを通じて繋ぐ「おてつたび」を活用し、本町との関係性を作り出す。
- また、滞在による交流を通じ、新たな発想や繋がりを創出し、個性的で魅力あるまちづくりを目指す。

おてつたび概要



※作業期間は2日～10日程度が理想（大学生等が利用し易い期間）

※登録者のニーズが高い状況

※作業内容は未経験者でもできる作業

（NG：建築に関連する業務、職業紹介禁止業務、資格・経験必須業務など）

事業者の費用

- 1 参加者の報酬（最低賃金以上）
- 2 マッチング手数料（報酬×25%, 税）
- 3 参加者の保険料（350 円/日, 税）
- 4 宿泊場所の提供（ホテル又は自宅）
- 5 送迎、食事の提供（任意）

※1～3は、事業所から(株)おてつたびへ翌月支払い

※4の宿泊費は、事業所から宿泊場所へ支払い

北栄町補助金

- ⇒ 全額補助
- ⇒ 全額補助
- ⇒ 上限 5,000 円/泊
- ⇒ 定額 500 円/泊

※補助金は、実施後の精算払い

※補助上限：1 事業所 10 万円

補助金交付等の流れ

1 事業実施の事前相談

まずは、北栄町役場観光交流課へご相談ください

相談しながら、作業日数、人数、宿を決めます。

※補助枠は、事業所あたり2名×5日作業程度を見込んでいます。

※最短、20日後には実施可能です。

2 募集ページの作成（1時間程度）

※GoogleMeetsで、おてつたび担当者、町とともに作成します。

3 募集開始、参加者の決定

※遅くとも実施の2週間前までに募集開始

4 参加者の受入れ

※地域・作業体験を目的に来られます。自然体での交流をお願いします。

※参加者の希望に応じて、観光交流課が町内案内を行います（半日程度）

5 作業終了後、事業所から「(株)おてつたび」へ報酬・手数料等の支払い

※一旦、「参加者報酬、マッチング手数料（報酬×25%, 税）、参加者の保険料（350円/日, 税）」を(株)おてつたびにお支払いください。（※翌月5日メで請求あり）

※宿泊経費（ホテル等）については、事業所から直接宿泊施設へお支払いください。

6 補助金の申請兼実績報告の提出

おてつたび実施後、1カ月以内に申請兼実績報告を提出ください。

※お支払いは、申請兼実績報告提出後の精算払いとなります

○ 町内宿泊先（参考一例）

- ・民泊萬屋 090-2296-2329 民泊お宿ほたる 090-3174-8886
- ・ピットイン大栄 37-3619 ゲストハウス たなかそう、民泊 MOKUBA
- ・北栄町農家民泊推進協議会（事務局：観光交流課内37-3158）の農泊など

担当：鳥取県北栄町観光交流課 交流推進室

電話：0858-37-3158 Mail：kouryu@e-hokuei.net

★初回は、町が全面的に伴走支援致します。（募集頁の作成など）
まずは、お気軽にお問い合わせください。